

令和 7 年 3 月 2 8 日
府 地 創 第 2 7 8 号

各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣府地方創生推進事務局長

地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策による支援措置について

令和 7 年 3 月 28 日に閣議決定された「地域再生基本方針の一部変更について」によって、従前、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）の別表に掲載していた「地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策による支援措置」について「内閣府が関係府省庁と調整を行った上で、別に定める」こととなったところ、今般、別添のとおり定めたので通知します。

また、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。